



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	戦後台湾外交の出発点 : 中華民国としての対日戦後処理外交
Author(s)	川島, 真; KAWASHIMA, Shin
Citation	北大法学論集, 51(4), 280-293
Issue Date	2000-11-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15038
Type	departmental bulletin paper
File Information	51(4)_p280-293.pdf



戦後台湾外交の出発点 — 中華民国としての対日戦後処理外交 —

川 島 真（北海道大学法学部助教授）

はじめに

(1) 「中華民国」外交史と台湾外交史

本稿では、一九四〇年代から五〇年代初にかけての中華民国の対日戦後処理外交を題材にして、戦後台湾外交の出発点を考察してみたい。昨今、台湾を論じるに際し、鈴木論文にあるような「台湾化」の過程が強調されることが多いが、台湾化のシナリオは必ずしも戦後台湾の既定路線であったわけではなく、一九四〇―五〇年代においては当然「中華民国」としての色彩が濃厚であつた。⁽¹⁾

台湾の歴史学界の状況は、ここ五年から十年で大きく変化した。⁽²⁾ 従来、台湾における「歴史」は中国史を指していた。公教育でおこなわれていたのは中国史教育であつたし、台湾はその中の一部として扱われるに過ぎなかつた。大学の歴史学のポストも中国史が中心で、台湾史はほとんどなかつた。ところが、このような体制が急速に崩れて始めている。

国家符号のかけかえの中で、あるいは国家符号は変わらないまでも、実質的な台湾化の中で、急速に自らの歴史が台湾史なのだという方向に切り替わってきている。大学にも一定の範囲内で台湾史の教員が増え、かつての中国史の専門家を研究する人も「外国史として中国史を研究している」と意識している。

「歴史」が変わることは何も人々の関心のあり方を変えることだけを意味しない。それは、歴史の「秘密」の中味までも変えてしまう。かつて中華民国史を「国史」としてきた台湾の人々は、たとえば蒋介石の個人記録を秘密の中の秘密として扱ってきた。しかし、台湾人が台湾史を記述しはじめたとき、蒋介石が重慶で何をしたかということは秘密では無くなってしまふのである。この結果、これまで秘蔵されていた諸公私文書が一斉に公開されはじめた。⁽³⁾これは、台湾史を志す台湾人の恩恵となるというより、皮肉なことに国外の中国史研究者にとつて最高の恩恵となり、日本の中国近現代史研究者も、九十年代の半ばから、「台湾詣で」をするようになった。そして、かつては一種の政治的立場から台湾への忌避感を明確にしていた中国近現代史研究者も、民主化と経済発展、そして台湾化に向かう現状に接し、急速に台湾への関心を高めることになった。

また、国民党政府期から現在まで綿々と続く中華民国としての文書群は、南京から重慶、重慶から南京、南京から台北へという政策集団の流れを示す好材料となつた。⁽⁴⁾中国史研究者にとつては、一九四九年で政権が代わるので、そこで民国期から人民共和国期へと時代が切り替わるというイメージがある。確かに最近は、一九四〇年代前後の連続性を強調する議論があるのだが、それは革命史観へのアンチテーゼとしての議論である。しかし、中華民国の文書が突きつけて来る世界は、四九年を超えて台湾に受け継がれた中華民国としての「連続性」である。

台湾に即して見れば全く異なるストーリーになるのだが、地域に即していない、中華民国としてのストーリーもまた

台湾にはある。もちろん最近では色褪せてしまつて残滓しかないにしても、一九四〇年代から五〇、六〇年代の、それも筆者の専攻する政治外交史の分野では、この中華民国としてのストーリーで理解した方が、台湾の外交は分かり易いのではないかという印象を有している。

外交について言えば、現在でも台湾を台湾として国家承認している国は世界に一つもない。二十数カ国の国が承認しているのは中華民国である。これらの国々は、中国の正当政府としての中国を代表する政府としての中華民国政府を承認しているのである。鈴木論文では、司法の民主化・本土化について論じているが、外交の分野での「本土化」は難しい問題になつている。周知のとおり、李登輝が進めた実務外交（務実外交）があるにしても、やはり外交部が担う外交が中華民国の外交であることに変わりはない。その相手は公式には二十数カ国に限定される⁽⁵⁾。これほど台湾化が進んでも依然中華民国としての外交が残されている背景には、国際的な情勢や兩岸関係の影響があるし、他方で台湾側もオルタナティブを準備できていないということがある。いずれにしてもその外交を分析する際に「台湾」というファクターだけでは十分ではないし、まして戦後五十年の台湾外交を見る際には、「中華民国」が依然重要となる。

本稿では、一九四五年に中華民国が日本に勝利してからおこなつた戦後処理外交を扱う。このテーマについては、これまで石井明や殷燕軍らの研究がある⁽⁶⁾。これらの研究は、戦後処理の経緯を論じているが、中華民国側の外交文書や戦後処理関連の文書を使用していないという問題点を抱えている。これらの文書を使用したからといって、新しい内容が出るか不明であるが、総点検が必要であろう。筆者は、これまで中国の外交文書に即して、主に中華民国前期の外交史を研究してきたが、今後おなじような手法で「中華民国」九十年の外交史を記述していきたいと考えている。

(2) 中華民国としての「記憶」の創出と総仕上げ

中華民国外交全体の見とおしを述べれば、戦前期には中華民国北京政府がしいた一種の近代主義的レールの上に、国民政府の「ナショナリズムと革命」的要素が加わり、さらに国際環境でいえば北京政府期には被動者であったものが、国民政府期には国際政治のアクターとなったと言いうことができよう。しかし、国際政治の主要アクターとしての、あるいは日本に代わる東アジアの盟主となるはずの中華民国は、現実のものとはならなかった。「ナショナリズムと革命」の担い手であった中華民国も、少なくとも中国ナショナリズムと中国革命の担い手にはならなくなった。残ったのは、国際連合の常任理事国としての地位保障と、朝鮮戦争勃発後の米華相互防衛条約によって西側から与えられるようになった前線基地としての役割と尊重であった。そして、政策理念から見れば、中華民国前期に「文明国」であることを標榜して国際的な場での地位を維持したように、まさに中華民国が「台湾」という土に返ろうとしているこの十数年、中華民国在台湾は国際社会の中で民主主義と経済発展という、二十世紀の「文明国」としての要素を強調しようとしている。

中華民国にとって第二次世界大戦は中国近代の総決算となるはずであった。一九一〇年代から作られてきた敗北の連なりとしての「記憶」、たとえ空想であれ本来帰るべき状態として刷り込まれた「記憶」が漸く清算されるところであった。外交史的に見れば、『清季外交史料』などを編纂して作り上げてきた不平等条約史も、一気に「一等国」として国際舞台で振る舞い国連の常任理事国となることで、決着がつくはずであったのである。確かに、不平等条約は撤廃され、国連の常任理事国になった。清末以来、「これ以上は奪われない、奪われたものは奪い返す」という政策があったことは別稿で述べたが、戦争で勝利して「これ以上は奪われない」ということは達成したにしても、「奪われたものは奪い返す」という点については、その主権の根本たる「国土」と「国民」の大部分を喪失してしまっただけである。中華民国台北政府は、台湾に「擬似」中華民国をつくるべく、台湾島民を「中華民国国民」化し、国土については「大陸反攻」というスローガンを掲げること、空想上の国土をつくった。一九七〇年代までは、少なくともこの状態が続いたが、国連脱

退、日米による断交などによって、いよいよ中華民国としての外交が難しい局面に入り、特に安全保障の面でのみ、地位が担保されるだけになったのである。

一 中華民国の戦後処理

中華民国から見れば、一九三七年からの日中戦争は、一面で共産党を意識しながら、もう一面で日本と戦わなければならぬ厳しい戦争であったが、アメリカの指示の下、戦力の消耗を避けながら、重慶に逃げ込むことになった。一九四一年の日米開戦は、中華民国にとって日中戦争の勝利を意味していた。一九四二年には戦後構想を具体的に討議しはじめている。日米戦は一九四一年の十二月にはじまったが、その僅か一年後にはもう終戦を予想した行動をとっている。連合国側に与していた中華民国は、東アジアにおける一等国、最低でも東アジア唯一の戦勝国としての地位を保障されたいと等しく、まさに清末以来百年の国際社会における苦しい立場を挽回することが期待されていた。

他方、対日賠償については、「奪われたものは奪い返す」という観点から、可能な限り多くの賠償を獲得し、同時に日本を再び戦争に向かわせないこと、また強国にしないようにすることが企図された⁽⁷⁾。また、戦後処理政策全体を見れば、その対象は、刑事に相当する戦犯問題と、民事に相当する賠償問題に分けられていた。前者については、司法部が中心であったが、国際的な平等性の担保や具体的な調整も必要だったので外交部も加わっていた。後者は、後述のように行政院下の各部署が参加する形態になっていた。政策を展開していく際の理念については、今後詳細な検討が必要であるが、現在のところ、三つの原理が働いていたと考えている。第一は、対日ナショナリズムを前面に出していく方向性。これは、国防部に顕著に見られた。第二は、国際基準（国際法遵守、諸連合諸国との協調性、平等）に合

わせていこうという方向性。これは特に外交部に見られる傾向である。第三は、取れるものから取っていくという現実的な方向性。これは日本軍徴用などに見られるが、担当部局による方向性というよりも、状況に応じて採用された論理であった。中華民國の対日戦後処理政策は、必ずしも一枚岩で展開していたわけではない。本稿では、主に外交部および行政院賠償委員会の残した檔案を利用して、具体的にその経緯を説明していきたい。

一九四三年の末、臨時首都重慶において開かれた国民参政会において、黃炎培ら四三名の議員が対日賠償準備に関する緊急動議をおこなった。具体的には、戦争被害調査機関の設置を求めるものであった。この設置目的は第一に歴史を残すため、第二は将来の賠償に備えるためであった⁽⁸⁾。この動議は可決され、国防最高委員会のトップである蒋介石に承認され、また国民党の支持も得て実行に移され、四四年に行政院抗戦損失委員会が発足した⁽⁹⁾。しかし、この組織は必ずしも安定した状況にあったわけではなかった。所属先も内政部などを転々とし、最終的には行政院に属する賠償委員会となった。組織が不安定であったことは、調査作業がそれほどはかどっていなかったことも意味していた。最終的に勝利する確信があったにしても、現実的な戦局においてそれほどの余裕があるわけではなかったことが一般的な背景として考えられる。

調査は終戦前後から本格的に開始されている。賠償のための調査は、中央政府が地方行政システムを利用するかたちで進行、地方にある中央各機関の財産については、地方にある中央政府の出先機関が担当した。海外の華僑については、領事館というよりも、華僑団体がそれをおこなっている。このような方式を採用したため、中華民国系の行政系統が無い地域（共産党占領区、旧日本軍占領区で荒廢の著しい地域）は、積算対象とはならなかったという問題点がある。従って、被害総額は限られた時間の中で、また限られた地域で実行した調査結果であり、これを以って、実際の被害額とすることはできないのである。

他方、戦犯方面については、軍閥係に権限がゆだねられていた部分もあったが、たとえば「南京事件」（当時の档案ではこれが一般的で、必ずしも「南京大屠殺」と記していない）などの重要案件については、中央政府が人員を派遣して聞き取り調査などをおこなっていた。

だが、ここで特に注意しておきたいのは、前者の調査方法である。この問題については外交部の役割が重要なのだが、当時の中華民国は連合国の一員であり、戦勝諸国と連絡をとりながら賠償問題や戦犯処理を進める必要があった。対日賠償についても、イギリス、アメリカから、彼らがおこなった対独賠償請求フォーマットをもとにしておこなうように要請されていた。これは枢軸国に対する戦後処理の平等性を担保するうえで必要な措置である。外交部は、戦勝国として英米仏と同じような手法で戦後処理をおこない、そうすることで主要戦勝国である証を立てようとしたようである。上記の賠償委員会では、国際基準に照らした調査フォーマットを作成し、それを各機関に配布し、調査を進めようとした。無論、個人ベースの摘発をおこなう地方もあったが、総じてこのフォーマットに即した調査がおこなわれている。このようにして、一件一件について、証言や具体的な物的証拠を集め、「立件」⁽¹⁰⁾していったのである。これは確かに「近代的」で、国際基準に叶っており、昨今の戦争問題での議論とは位相を異にする側面がある。

中華民国は、東アジアのあらたな「領袖国家」となる⁽¹¹⁾と自負していた。ナシヨナリスティックな国防部とインターナシヨナリズムを標榜する外交部に路線の対立があつたにしても、この点は変わらないであろう。しかし、「領袖国家」への道のりは遠かった。約束されたその地位は、中国における正当性を中華民国が喪失し、また冷戦構造が深まる中で、次第に「絵に描いた餅」になっていった。そして、よりによって、西側が選んだ東アジアの防波堤としての領袖は、日本になってしまふのである。日本の経済復興は必須の課題となり、中華民国の企図とした日本の非工業国家化は立ち消え、それどころか対日賠償も放棄する傾向が強まっていった。台湾人の「悲哀」とは位相が異なるが、戦後中華民国の

「悲哀」もまたここから始まったのであろう。

二 日華条約への道程—消えゆく対日賠償項目—

一九四五年八月、中華民国は日本に勝利した。蒋介石はラジオで戦争が終わったことを中国全土に放送したが、その時の日本および日本人に対する基本姿勢は「以德報怨」であった。この四文字は、後になって蒋介石が賠償を放棄したという文脈で用いられる側面があるが、この段階では対日賠償放棄とは重ならないものであったと想定される。確かに、蒋介石は後の台湾での教育に見られるように「寛大」なスローガンを掲げた。これは、先に述べたような一部のナショナリストイックな傾向に歯止めをかけるものであったし、国際社会の一等国であり、「文明」的である余裕を表現し、さらには領袖国家、すなわち東アジアにおける「兄貴分」であることを示すものであった。⁽¹²⁾ 具体的には、中国大陸の残された日本兵や日本人に対して残虐な報復を加えず、肅々と本国に送還するというものであったろう。

一九四五年から四九年にかけて、中華民国は連合国の一員として戦後処理をおこなう。東京にも代表団を送り込み、東京裁判にも判事として中華民国の法律家を派遣した。他方、B・C級戦犯については一貫して大陸各地で処罰をしていた。この過程の中で興味深いのは、中華民国側が連合国側の思惑とは別の動きをすることもあるということである。これは、前述のとおり、国防部に強い傾向である。たとえば酒井隆の処罰について、東京裁判の証人として喚問するので、東京に送るように東京から連絡があった際に、中華民国内部では侃侃諤諤の議論があり、外交部は即刻護送を主張、国防部は無視して処刑し、東京には電報遅着を理由として処罰済みと報告することを主張した。間に入った司法部は、当初外交部に理解を示していたが、最終決定の場で国防部を支持し、酒井隆は処刑される。一種近代的な立件をおこな

い、国際基準で戦後処理をおこなおうとした外交部の思惑が、国家の政策としては実現しなかった一例である。

前述のとおり、戦後間もない時期の中華民国の日本の将来像は、平和国家、非工業国であった。ところが、国共内戦の状況および社会主義諸国の動静によって、このような中華民国の描いた日本像は否定されていくことになる。周知のとおり、一九四九年五月、アメリカが対日賠償取立てを打ち切った。これは、日本を東アジアにおける反共防波堤にするというアメリカの意図を明確に示しており、中華民国にとっては大きな衝撃となった。中華民国政府はただちに声明を発表して抗議したが、もはや中国における実質的な代表権のない国からの声明は国際政治において意味をもたなくなっていた。一九四九年十月に中華人民共和国が成立すると、いよいよその立場は微妙となった。アメリカも台湾の戦略的な重要性を認知する必要がある、また共産主義政権を政府承認できないという事情があったので、かろうじて中華民国は維持されることになったが、そこには「領袖国家」としての中華民国はなくなっていた。アヘン戦争以来の歴史の大清算は、全く空虚なものになってしまったのである。

加えて、一九五〇年にアメリカ国務長官ダレスがアジア諸国を回って講和条約締結のじならしとして、対日賠償放棄を含む七原則を説いて回り、多くの国々は賠償を放棄する方向で検討を始め、さらにイギリスが中華人民共和国よりの立場をとるようになると、中華民国は対日賠償どころか、講和条約に参加することさえ危ぶまれるようになる。中華民国も、この大きな国際政治の流れの中に巻き込まれていき、最終的には対日賠償を放棄していくことになる。

ただ、サンフランシスコ講和条約について、中華民国が全く蚊帳の外であったわけではない。実はアメリカとの間で議題交渉はおこなわれていたし、対日賠償放棄も受諾していたのである。しかし、中国の代表権の問題、イギリスの反対などによって、北京も台北も参加できないということになってしまっているのである。戦争の最大の被害者である中国、そして日本の植民地支配をうけた朝鮮半島、台湾、樺太、「満洲」という地域の代表者が含まれていない会議がサンフラ

ンシスコ講和会議であった。これこそ、日本の戦争責任問題を複雑にしていく一つの要因となった。

このような状況の下での中華民国の対日戦後処理政策の根幹は、「盟国」(同盟国)、すなわちアメリカ、イギリスに連なる同盟国としての位置は絶対に崩さない、同盟国の一員としての位置は絶対に崩さないということであった。これは戦勝国としてのプライドでもあり、それが国際連合を含め国際的な地位の源泉となり、さらには中華人民共和国に対するプライオリティともなった。

中華民国は、アメリカに対して「無賠償原則」受諾という譲歩をおこなないながらも、結局サンフランシスコ講和条約に参加できなかった。そこで、最低でも形式的に戦勝国であることを維持するため、日本と二国間で講和条約を締結することになる。しかし、連合国の一員でありたいという中華民国の拘りが、ある意味で交渉上の不利な要件として働いていくことになる。

日本と中華民国の交渉が始まったのは、一九五二年二月であった。だが、中華民国側の草案に賠償規定が盛り込まれていたにもかかわらず、日本側は当初から相手に賠償放棄を要求しようとしていた。⁽¹³⁾ 中華民国は戦勝国であり、日本は敗戦国であったが、この時点では既に立場が変わっていた。戦後復興以前から、日本の対アジア外交は、既に「格上」としてのそれに近いようであった。日本側全権はマッカーサーと共に台北に乗り込み、アメリカをたてにして賠償放棄を迫るのである。中華民国は戦勝国としての地位を保たねばならず、サンフランシスコ講和条約の発効と同時に、あるいはそれ以前に条約を締結することを企図していた。日本側はそれを十分に承知しており、賠償問題をめぐって交渉が頓挫した際に、日本の全権の方から中華民国の外交部に対して、まもなくサンフランシスコ講和条約が発効するという、中華民国に対する「最後通牒」を突きつけ、四月二十八日に条約が締結される。これは、サンフランシスコ講和発効わずか七時間前であった。

これもまた、中華民国の「悲哀」であろう。重慶、南京、台北へと移動していき、最後は「領袖国家」どころか、敗戦国の要求までのまねばならないという苦渋、二二八事件はじめ台湾人の視点からみれば圧政的な中華民国であるが、東アジア国際政治的な観点から見れば、「等身大」感覚を常につかめなかつた政府としての難しさがある。

この条約によって、中華民国がおこなってきた対日戦後処理のための調査が反故となり、そしてその膨大な記録だけが残されることになった。しかし、中華民国は、つきつけられた現実によって、国際連合における常任理事国としての地位を保ち、また現実的には反共の防波堤としての役割を担うべく、アメリカや日本と良好な関係を維持しなくてはならなくなっていく。

おわりに

中華民国は、一九一二年の成立以来、「近代・ナショナリズム・革命」を標榜し、一方で「屈辱の歴史」を払拭し、世界の一等国となることを目指してきた。中でもその外交は、当初は近代性を、後にナショナリズム的要素を加えたものとなっていた。しかし、その果実は収穫目前で零れ落ちてしまった。自業自得だとの見解もあろうし、また歴史の必然だとの解釈もあろう。だが、当事者がこのような展開を想定していた形跡はなく、中華民国が自らを等身大の存在として見ていくには、戦後四十年以上を要したことになる。戦後五十年たつて、中華民国がようやく台澎金馬四島に限定した主権を想定することになったのである。しかし、依然として台湾を台湾として国家承認している国は無く、全てが中国の代表政府としての承認を与えているにすぎず、この意味では中華民国は生きている。また、兩岸関係においても、大陸から中国であることを標榜するように求められているため、中華民国は残されている。

台湾の外交を考えると、昨今は李登輝の「務実外交」が話題とされるが、台湾としての外交空間は大いに限定されている。他方で、中華民国としての外交は、少なくとも国家と国家の関係であり、互いに外交官を派遣し、大使館を開くことができる。現在の台湾では、この双方からなる二重外交を展開しているのだが、それは中華民国という装置が外交で依然生きていることを示すと同時に、台湾が台湾として外交をなかなか構想できないということも示している。現状維持の一面としての実務外交は、中華民国外交が一方にあって始めて輝くものであり、実務外交だけでは、ただの現実的な外交に過ぎない。台湾の外交が将来的にどのような構想されるのが問題となろう。

【付記】筆者は中華民国前期（北京政府期）の外交を専門とし、台湾外交については勉強を始めたばかりである。本稿は現時点での考えを問題提起として示したものである。

- (1) 拙稿「歴史学から見た戦後補償」(奥田安弘・川島真ほか『共同研究・中国戦後補償―歴史・法・裁判』明石書店、二〇〇〇年、十三―四七頁) 参照。なお、本稿のおおまかな内容は、「埋もれる抗戦損失調査」(日本放送協会教養番組、ETV特集、一九九九年八月十九日放映) にて既に示している。

- (2) 戦後の台湾史研究の展開と日本との関わりについては、呉密察・若林正文『台湾対話録』(自力晩報、一九八九年) 参照。
- (3) 台湾での文書公開状況については、拙稿「台湾における史料公開状況―外交部档案査訊処・国防部史政局を中心に」(『近代中国研究彙報』十九号、一九九七年) 参照。

- (4) 現在の中華民国台北政府は、南京国民政府の継承政権であって、必ずしも中華民国北京政府と直接に繋がっているわけではない。たとえば国璽は国民政府期に入って作成されたものであるし、国旗も五色旗ではなく青天白日紅旗である。二

〇〇年三月の選挙で崩れたのは、国民党を執政党とする一九二八年以来の中華民国であり、国民党を執政党としない中華民国であれば、一九一二年から二七年まで十五年存在していた。中華民国北京政府が清から中華民国国民政府への過渡期に位置付けられるならば、現在の中華民国台北政府は台湾に根ざした新たな政体への過渡期の産物ということになるのであろうか。

(5) 象徴的なのは、外交部の正門を入った玄関にこれらの国々の国旗が置かれていることである。

(6) 特に殷燕軍『中日戦争賠償問題―中国国民政府の政治・戦後対日政策を中心に』（御茶の水書房、一九九六年）の巻末にある参考文献リストは、この分野を学ぶ者には有用。

(7) 結果的に中華民国がはじき出した一九三七年以降の被害総額は五一五億七五〇万ドル（東北部、台湾、共産党支配区を除く、レートは一九三七年開戦当時）、死傷者は一二七八万人強であった。

(8) ここで「歴史」が挙げられていることは注目に値する。重慶においては、大学教授などによって、ナシヨナリストイックではあるが同時にリベラルさを備えた学術研究が展開されていたが、一方で官僚たちによっても旧檔案の整理などが盛んに進められた。外交檔案も調査委員会がおかれ、清末以来の檔案が改めて整理されたものと考えられる。

(9) 抗戦被害調査に関する組織の変遷を、国史館の史料に即して整理した先行研究として、遲景德『中国対日抗戦損失調査史述』（国史館、一九八七年）参照。

(10) この調査は、殺害事件などの刑事面と、鍋一つに至るまでの財産に関する民事的なものと分けて記録を作っている。「南京事件」も、殺傷数などを問題にした記録と、葬式費用・家屋の損傷といったことを問題にした記録が分けられて残されている。

(11) 中華民国は日本の経済力を自らの下位におくべく、日本を農業国とすることを提案、また軍備を持たせず、教育・思想面も刷新させることを期待していた。天皇制については、廃止論者もいたが、蒋介石らの判断では連合国に従うとのことであった。沖繩については、アメリカとともに連合で委任統治する案を提起したが、アメリカに却下されている。

(12) 無論、このほかに各地に残された武装した日本人が抵抗することを防ぎ、または共産党側につくことを避け、場合によっては中華民国側につくようにするためという現実的な側面もあったと考えられる。

(13) 中華民国がアメリカに対して賠償放棄を申し出ながら、二国間交渉でこの項目を復活させたのは、別の項目での日本側

の譲歩を引き出すためだという説明もある。前掲「埋もれる抗戦損失調査」（日本放送協会教養番組、E・T・V特集、一九九九年八月十九日放映）における中華民国側交渉担当者のインタビュー。

あとがき

掲載された諸論文は、グローバルゼーション研究会 (<http://www.juris.hokudai.ac.jp/~globe/>) が一九九九年十二月四日・五日の両日に、北海道大学法学部会議室で開催した「中華人民共和国・台湾の五十年－歴史・現状・未来－」と題する公開シンポジウムでの報告内容である（参加者の二百二十名）。また、本シンポジウムの第一セッション「中華人民共和国五十年と未来を考える」は、近現代中国懇話会との共催で開催され、同会を代表して城谷武男氏（北海道文教大学外国語学部）が司会を担当した。そして第二セッション「台湾の五十年と未来を考える」は、同じく近現代中国懇話会と共催で、日本台湾学会第八回定例研究会を兼ねて開かれ、同学会の定例研究会担当理事である塚本元氏（法政大学法学部）が司会を担当した。なお、各論考にある筆者肩書きはシンポジウム開催当時のものである。